

空調用 A プラン定義書

平成 29 年 4 月 1 日実施

京和ガス株式会社

目 次

1 . 用 語 の 定 義	1
2 . 適 用 条 件	2
3 . 契 約 の 締 結	2
4 . 使 用 量 の 算 定	3
5 . 料 金	3
6 . 需 給 契 約 の 補 償 料	4
7 . 名 義 の 変 更	6
8 . 契 約 の 変 更 ま た は 解 消	6
9 . 契 約 の 解 消 に 伴 う 契 約 中 途 解 消 補 償 料	6
10 . 本 支 管 工 事 費 の 精 算	7
1 1 . 緊 急 調 整 時 の 措 置	7
1 2 . そ の 他	8
付 則	
1 . 実 施 の 期 日	9
2 . 旧 選 択 約 款 に 基 づ く ガ ス 使 用 契 約	9
(別 表)	
1 . 早 収 料 金 の 算 定 方 法	9
2 . 料 金 表	9

空調用Aプラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として都市ガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは、空調機器の全定格入力（キロワット）を標準熱量メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます。（小数点以下切り捨て）ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (8) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (10) 「単位料金」とは8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調機器のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調機器の使用予定にもとづいて契約使用可能量および契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の 600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

3. 契約の締結

- (1) お客さまは、この定義書にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの定義書にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社は空調用熱源機の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
 - ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

(4) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（消滅しているものを含みます。）の料金等を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申込みを承諾できないことがあります。

4. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合は、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

5. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

6. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、使用可能量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料および契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料を原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の (1) および (2) が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。

なお、補償計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 使用可能量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約使用可能量の 600倍未満（小数点以下切り捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{使用可能量倍率未達補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{契約使用可能量} \\ \text{の 600倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約} \\ \text{に定める月別契約量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3} \\ \text{位以下を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額の 103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100をいいます。(小数点以下切り捨て)〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ \text{未達補償料} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{負荷率75パーセ} \\ \text{ントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約} \\ \text{に定める月別契約量に各} \\ \text{月の単位数を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3} \\ \text{位以下を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早取料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切り捨て)をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \\ \text{未達補償料} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約} \\ \text{に定める月別契約量に各} \\ \text{月の単料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点第3} \\ \text{位以下を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

7. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

8. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは小売約款の規定によりこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消できるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合および6の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

9. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、7(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは7(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、補償計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解消} \\ \text{補償料} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

(2) 新たにこの定義書にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{前契約の1} \\ \text{か月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解消日の翌月か} \\ \text{ら前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 契約の解消日の翌日から、契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より増加する新たな契約を締結する場合には、当社は、契約中途解消補償料を申し受けません。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、7の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{流量基本} & & \text{1時間あたりの} \\
 \text{(2) 料金割引額} & = & \frac{\text{流量基本} \times \text{契約使用可能量} \times \text{調整時間} \times \text{平均調整量}}{\text{料金単価} \times \text{当該月の時間数} \times \text{契約使用可能量}}
 \end{array}$$

12. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書（以下「本定義書」といいます。）は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします

2. 旧選択約款に基づくガス使用契約

空調用 A 契約（選択約款）にもとづくガス使用契約は、1. の実施期日から空調用 A プラン定義書に変更となります。

（別 表）

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額とします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1 円未満の端数切り捨て）料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1+消費税率）

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表 A その他期の使用量が 0 立方メートルから 7 5 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B その他期の使用量が 7 5 0 立方メートルをこえ、1, 8 7 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C その他期の使用量が 1, 8 7 0 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表 D 冬期の使用量が 0 立方メートルから 7 5 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期の使用量が750立方メートルをこえ、1,870立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期の使用量が1,870立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 定額基本料金

1か月につき	1,620.00円
--------	-----------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	432.00円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.28円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 定額基本料金

1か月につき	6,480.00円
--------	-----------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	432.00円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	67.80円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	19,439.10円
--------	------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	432.00円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	60.87円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	1,620.00円
--------	-----------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	852.68円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.28円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	6,480.00円
--------	-----------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	852.68円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	67.80円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1か月につき	19,439.10円
--------	------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	852.68円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	60.87円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。